

労務 ROAD

介護休業の対象として「障害児・者や医療的ケア児・者」が明記されました

本年2月25日配信の労務ROAD (VOL.944) 「育児・介護休業法 改正ポイントのご案内」にて、令和7年4月1日からの同法の改正ポイントをお伝えしました。今回は、その中から介護休業にスポットを当て、介護対象者が明記された点をご紹介します。

これまでの課題

従来の介護判断基準は、主に高齢者を念頭に置いたものでした。そのため、例えば子に発達障害や知的障害などがあつたり、たん吸引や人工呼吸器など医療的ケアを必要としていたりする場合には解釈が難しく、対象になるかどうかの判断がしづらいケースがありました。

今回のポイント

今回、介護休業の対象について、「対象家族（障害児・者や医療的ケア児・者を介護・支援する場合を含む。ただし、乳幼児の通常の成育過程において日常生活上必要な便宜を供与する必要がある場合は含まない。）」と明記されました。これに伴い、介護判断基準も新たに定義されました。

新しい介護判断基準

以下の(1)または(2)のいずれかに該当する場合であること。

- (1) 項目①～⑫のうち、状態について「2」が2つ以上または「3」が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること
- (2) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること

(紙面の都合上、例示列挙)

項目/状態	1	2	3
⑧外出すると戻れないことや、危険回避ができない(※1)ことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れなど日常生活に支障を来すほどの認知・行動上の課題(※2)がある	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑪医薬品又は医療機器の使用・管理	自分で可	一部介助、見守り等(※3)が必要	全面的介助が必要

※1: 「危険回避ができない」とは、発達障害等を含む精神障害、知的障害などにより危険の認識に欠けることがある障害児・者が、自発的に危険を回避することができず、見守り等(※3)を要する状態をいう。

※2: 「認知・行動上の課題」とは、例えば、急な予定の変更や環境の変化が極端に苦手な障害児・者が、周囲のサポートがなければ日常生活に支障を来す状況(混乱・パニック等や激しいこだわりを持つ場合等)をいう。

※3: 「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者、障害児・者の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

これらの判断基準はあくまでも最低基準です。

厚労省も「当事者の個々の事情にあわせて、なるべく労働者が仕事と介護を両立できるように、事業主は柔軟に運用することが望まれます」と啓発しています。

なお、短時間の休みが取得可能な「介護休暇」も、対象範囲の定義は介護休業と同じです。例えば障害児・者の数時間の通院付き添いなどでも利用できます。ただし、こちらは対象家族1人につき年5日までで、有給か無給かは会社の規程によることとなります。

【厚生労働省より】

両立支援でお悩みの事業主様は、お気軽に担当者までお問い合わせください。

VOL.952
(2504-3)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集:井村・杉島・村上・
茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで!

『人生はテニスのシングルゲームと同じで、誰かが誰かを幸福にすることなどできない。他人にしてやれることなど何もない。他人を支配するのも無理だし、支配されることもできない。もし何か他人に対してできることがあるとすれば、キラキラしている自分を見せてやることだけだ。』

敬愛する村上龍先生の小説の中に出てくる台詞です。仕事も家庭も「楽しむ」ことが人生を豊かにしてくれるのだと、この言葉がどんな時でも私を奮い立たせてくれます。(森)



4月労務スケジュール

- ・新入社員 入社手続き
- ・昇給に伴う給与計算の基礎金額切り替えなど